

法人化基本方針(案)について

- 法人組織に関する検討について -

1 法人の理事長・学長体制について

----- [制度概要] -----

法第71条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。…「一体型」

ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の一部又は全部について、学長と理事長と別に任命するものとするができる。…「別置型」

第7項 第5項の規定により任命された学長を別に任命する大学の学長は、第14条第3項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の副理事長となるものとする。

(1) 「一体型」と「別置型」のメリット・デメリットについて

「一体型」のメリット

経営と教学両面の総合的・機動的運営の確保が可能となる
権限と責任の一体化が可能となる
迅速な意思決定が可能となる

「一体型」のデメリット

権限の集中による独善的な法人経営・大学運営となる懸念がある

「別置型」のメリット

経営専門家等の理事長の登用による経営基盤の強化が図れる
経営と教学の役割分担による専門性の発揮が期待できる

「別置型」のデメリット

理事長と学長の意見が異なる場合、意思決定の遅延を招く恐れがある
人件費負担が増大する

(2) 先行事例

形態	大学名
一体型	秋田県立大学、国際教養大学、金沢美術工芸大学、札幌市立大学、新潟県立大学、山梨県立大学、京都市立芸術大学(24年4月法人化予定)など
別置型	岩手県立大学、青森公立大学、横浜市立大学、静岡芸術文化大学、愛知県立大学など

(3) 本大学の案

権限の分掌や人件費増を避けると同時に、法人化後も、市民の税金が投入される公立大学として、その責任の所在を明確にすることは重要であることから、「一体型」とする方向で検討を進めていくこととする。

また、役員構成については、法 12 条で「理事長 1 人、副理事長、理事および監事を置く。ただし、副理事長は定款で置かないことができる」としている。本資料の 3 - (1) 先行事例等も参考にしながら、副理事長の設置の有無についての本大学の考え方や、理事、監事の人数、任期などについて検討を行う。

2 理事会（役員会）の設置について

〔 制度概要 〕

公立大学法人制度では、理事会（役員会）の設置規定はなく、理事会設置の有無及び理事会を設置する場合の理事会権限については、制度設計の裁量に委ねられている。

(1) 「設置」と「非設置」のメリット・デメリットについて

「設置」のメリット

理事の合議制による適正な意思決定が可能となる
意思決定の透明性の確保が可能となる

「設置」のデメリット

理事会と、法定設置機関である「経営審議機関」と「教育研究審議機関」との役割や権限の不明確化が懸念される

「非設置」のメリット

迅速な意思決定が可能となる
法定設置機関である「経営審議機関」と「教育研究審議機関」との役割の明確化が図れる

「非設置」のデメリット

理事長の独善的な法人経営となる懸念がある

(2) 先行事例

形態	大学名
設置	秋田県立大学、金沢美術工芸大学、札幌市立大学、青森公立大学、山梨県立大学、静岡文化芸術大学、京都市立芸術大学(24年4月法人化予定)など
非設置	新潟県立大学、岩手県立大学、横浜市立大学、山口県立大学など

(3) 本大学の案

法人として適切な執行体制を確立するため、「理事長」と「副理事長」、「理事」で構成する理事会（役員会）を設置することが望ましいのではないかと考える。なお、審議事項については検討が必要である。

3 経営審議機関・教育研究審議機関について

〔 制度概要 〕

法第77条 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関を置くものとする。

第2項 経営審議機関は、理事長、副理事長、その他の者により構成するものとする。

第3項 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学ごとに当該大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関を置くものとする。

第4項 教育研究審議機関は、学長、学部長その他の者により構成するものとする。

(1) 先行事例

大 学 名	理 事 定 款 (人)	経営審議機関 構成(人数・学外者)	教育研究審議機関 構成(人数・学外者)
秋田県立大学	理事長 1 副理事長 1 理事 4 以内 監事 2	経営協議会 理事長・副理事長・理事・学外者 (10・5)	教育研究協議会 学長・学長が定める重要な組織の長・副理事長・理事・学長指名の教員 (12・0)
国際教養大学	理事長 1 理事 6 以内 監事 2	大学経営会議 理事長・理事・学外者 (11・3)	教育研究会議 学長・学長が定める重要な組織の長・事・学長指名の教職員
青森公立大学	理事長 1 副理事長 1 理事 4 監事 2	経営審議会 理事長・副理事長・理事・学外者 (8・2)	教育研究審議会 学長・学部長・学長が指名する理事・重要な組織の長・学長が指名する職員 (10・0)
金沢美術工芸大学	理事長 1 理事 5 以内 監事 2	経営審議会 理事長・理事・学外者 (8・4)	教育研究審議会 学長・学長が指名する理事および職員 (8・0)
静岡文化芸術大学	理事長 1 副理事長 1 理事 3 以内 監事 2	経営審議会 理事長・副理事長兼学長・理事長が指名する理事及び職員・学外者 (12・6)	教育研究審議会 学長・理事長が指名する理事・重要な組織の長及び代表 (12・2)
山口県立大学	理事長 1 副理事長 1 理事 3 以内 監事 2	経営審議会 理事長・副理事長・理事長が指名する理事及び職員・学外者 (10・6)	教育研究審議会 学長・理事・副学長・重要な組織の長・学長が指名する職員・学外者 (16・2)

両審議機関委員の任期は2年で、法人の役員である委員の任期は、当該役員の任期とするのが一般的である。

(2) 審議事項

経営審議機関審議事項（経営に関する重要事項）

- 中期目標に関する事
- 中期計画、年度計画に関する事
- 会計規定等の制定・改廃に関する事
- 予算、執行、決算に関する事
- 組織運営の自己点検評価に関する事
- その他理事長が定める重要事項

教育研究審議機関（教学に関する重要事項）

- 中期目標に関する事
- 中期計画、年度計画に関する事
- 学則等の制定、改廃に関する事
- 教育課程に関する事
- 学生の入学、卒業等に関する事
- 教育研究の自己点検に関する事
- その他理事長が定める重要事項

(3) 本大学の案

経営審議機関および教育研究審議機関の権限や、具体的な審議事項等については、法律上の規定がないため設置者の裁量に委ねられていることから、名称、学外者の参画も視野に入れた委員の構成、人数、任期と併せて検討が必要である。

4 学長選考機関について

〔 制度概要 〕

法第71条第2項 学長となる理事長の任命は、当該公立大学法人の申出により設立団体の長が行う。（一体型の場合、学長選考機関は理事長を選考することになる。）

第3項 学長は法律で設置が定められている学長選考機関が選考する。（大学の自治の尊重＝大学の意向が反映されるしくみとなっている）

第4項 学長選考機関は、経営審議機関および教育研究審議機関から選出された者により構成される。

法第72条第1項 学長となる理事長の公立大学法人成立後の最初の任命については、その任命に際して選考機関が設置されていないことから、定款で定めるところにより、設立団体の長が任命することとする。

なお、学長選考機関における選考方法には法律上の規定はない

(1) 機関の名称について

他の公立大学法人の例を見ても、学長選考機関の名称は、「学長選考会議」または「理事長選考会議」のいずれかとなっている。

(2) 機関の構成と人数について

経営審議機関および教育研究審議機関からの代表者により構成されるが、その構成と人数について検討が必要である。

(3) 選考方法について

理事長と学長の一体型であれば、法人の経営部門と教学部門の最高責任者を選考することになり、その選考方法や選考機関内に学外者を入れるか否か等、検討が必要である。